

令和元年度第1回

逗子市個人情報保護運営審議会

令和元年6月7日（金）

逗子市総務部情報政策課

令和元年度第1回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和元年6月7日（金）

午前10時00分～

場 所 市役所5階 第3会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第10号 個人市民税高額納税者への感謝状等の贈呈事務に係る保有個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について【課税課、納税課】
3. 諮問第11号 プレミアム付商品券発行事業実施に係る保有個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について【子育て支援課】
4. 諮問第 9号 捜査関係事項照会書に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【社会福祉課】
5. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	安 達 和 志
副 会 長	森 田 明
委 員	海 原 弘 之
委 員	望 月 由 佳 子
委 員	島 田 達 巳

欠 席 委 員（0名）

説明のために出席した職員

課 税 課 長 山 田 悟 史

課 副	税 主	課 幹	小	幡	浩	一
納	税	課	長	淺	野	勉
教 育 事 子 主	育 て 務 取 支 援	部 次 長 課 長 扱	高	橋	佳	代
子 主	育 て 支 援	課 幹	村	上	晴	美
社 副	会 主	福 祉 課 幹	栗	原	達	也

事務局等出席者

情 担	報 当	政 策 課	課 長	矢	島	小	百 合
情 副	報 主	政 策 課	課 幹	内	田	典	久
情 非 嘱	報 常 勤 託	政 策 課 務 員		大	槻	花	子

会議の公開・非公開の別

公開

ただし議題（４）については非公開

（逗子市情報公開条例第20条第１項第２号該当）

傍 聴 者

なし

配 付 資 料

- ・ 第１回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 平成３０年度第３回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・ 【資料１】諮問第１０号 個人市民税高額納税者への感謝状等の贈呈事務に係る保有個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について【課税課、納税課】
- ・ 【資料２】諮問第１１号 プレミアム付商品券発行事業実施に係る保有個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について

【子育て支援課】

- ・【資料３】諮問第 9 号 捜査関係事項照会書に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【社会福祉課】
- ・【資料４】平成３０年度個人情報保護制度の運用状況表
- ・【資料５】個人情報事務登録簿の変更状況集計表
- ・【資料６】特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧

午前 10 時 00 分開会

○安達会長 それでは、時間になりましたので、令和元年度、2019年度第1回の個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定に基づいて、半数以上の委員の出席がありますので、この審議会は成立します。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日は、諮問案件が3件ございます。審議時間が限られておりますので、スムーズな会議の進行にご協力をお願いいたします。

では、本日の配付資料の確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○安達会長 ありがとうございます。

欠けている資料等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題に入ります。

まず、議題1、逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてですが、事務局からお願いします。

○矢島情報政策課担当課長 先日、校正依頼いたしました平成30年度第3回議事録ができ上がりましたので、ご確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

○安達会長 既に皆様、事前にご校正いただいていると思います。修正内容等について確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

(議事録の確認)

○安達会長 お手元に配付されています議事録のとおりでよろしいかどうか、ご意見等ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 それでは、ご異議がないようですので、第3回個人情報保護運営審議会議事録については確定いたしました。

○矢島情報政策課担当課長 ありがとうございます。

○安達会長 それでは、議題2、諮問第10号、個人市民税高額納税者への感謝状等の贈呈事務に係る保有個人情報の目的外利用及び本人通知の省略についてを議題といたします。

—課税課、納税課 入室—

○安達会長 では、初めに、出席者の自己紹介をしていただき、その後、説明をお願いします。

○浅野納税課長 本日は、お忙しいところ、ありがとうございます。私、納税課の浅野と申します。よろしくお願いいたします。

○山田課税課長 私、課税課長の山田と申します。よろしくお願いいたします。

○小幡課税課副主幹 課税課市民税係の小幡と申します。よろしくお願いいたします。

○安達会長 では、ご説明をお願いします。

○浅野納税課長 今回は、個人市民税高額納税者への感謝状等の贈呈事務を実施するに当たりまして、保有個人情報の特許外利用及び本人通知の省略につきまして、ご審議いただきたく、諮問をさせていただいております。

それでは、別添資料に基づきまして、順次説明をさせていただきます。

まず、担当所管につきましては、総務部課税課及び納税課になります。

事務の名称は、個人市民税高額納税者への感謝状等の贈呈事務になります。

諮問の概要でございますが、個人市民税の高額納税者へ感謝の意をあらわすため、市長みずからが対象者のお宅を訪問いたしまして、感謝状と記念品を贈呈することを予定しておりまして、現在準備をしているところでございます。

対象者の選定に当たりましては、まず、個人市民税の課税額等の情報を税管理システムから抽出をいたしまして、その後、対象者の納付状況を確認する必要があることから、個人情報の特許外利用に当たるものとして、今回諮問をさせていただいております。

事務の目的につきましては、納税を通じて、市財政へ多大な貢献をしていただいた個人市民税の高額納税者へ、市長みずからが感謝の意をあらわすというものでございます。

対象となる個人の類型、対象者数につきましては、個人市民税の課税額が1,000万円以上あり、かつ市税に未納のない者ということになります。

参考に、平成30年度課税分では、8名が該当しております。

続きまして、第10条の関係といたしまして、特許外利用する保有個人情報の内容ですが、課税課の保有する個人市民税に係る所得金額、市民税額、住所、そして、先ほど事務局のほうから指摘をちょうだいいたしまして、氏名が抜け

ておりましたので、申しわけございませんけれども、補足していただければと思います。また、納税課の保有する個人市民税納税額、市税未納額ということになります。

利用につきましては、現時点では、私ども課税課及び納税課になりますが、今後、内部調整によりまして、市長部局内の他部署が担当になる可能性もございまして、その際は、当該情報を市長部局内の他部署が利用するということになります。

利用の理由といたしましては、対象者の選定に当たりまして、課税情報及び収納情報を利用することが不可欠であるためです。

最後に、本人通知につきましては、省略とさせていただきます。

理由は、まず対象となる方につきましては、感謝状等の受贈について、事前に意思確認の通知を送付する予定でございます。また、市税に滞納があったり、死亡または市外転出などによりまして、非該当等になる方については、本人の無用の煩わしさを感じさせることになるため、通知することは現実的な対応ではないというふうに考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○安達会長 ありがとうございました。

では、委員の皆様のほうから、ご質問、ご意見等ございますか。

はい、どうぞ。

○海原委員 まず、この感謝状贈呈事務というのは、実行するということは決定事項ですか。

○浅野納税課長 そうですね。今、現時点では、準備をしているというところでございます。実行するというところで話を進めております。

○海原委員 少し本質から外れてしまうんですけども、税の本質、税法の本質を鑑みると、皆様は専門家なんで、私が言うのはおこがましいんですが、高額納税者が貢献している。でも、一定所得、もっと低い所得の方も、税法にのって貢献している。

とすると、市民感情とすると、確かに恩恵はこうむっていると思うんですけども、何で高い方に感謝を示さなきゃいけないのかという点は、ご論議されましたでしょうか。

○浅野納税課長 その点につきましても、我々のほうでも、いろいろと考えはあるところでございますけれども、目的の一つといたしましては、人口が減少傾向にある中で、納税者の意識に働きかけることで、定住意識の高揚につなげて、税収確保策の一つとなるということを、一つ理由としてございます。

そしてまた、おっしゃったように、高額でなくても、もちろん皆さん、所得に応じて負担していただいているということは、十分理解しているところでございますけれども、そういう方々につきましても、別途、違う機会を設けて、感謝と申しましょうか、そういった機会は設けていきたいということは、同時に考えてございます。

○海原委員 続けてよろしいですか。

そうしますと、個人情報に、ちょっと沿うか沿わないか、わからないんですけども、首長が対象者に出向くということは、市長動静なんかで、メディアとかウオッチをしているので、対象者がわかってしまうという可能性は多分にあると思うんですね。

多分にわかってしまうということは、納税者に対して何かの不利益が起こるか、または、納税者側から見ると、選挙の票とか、納税者というのは、高額納税者という方は、組織とか人事的問題、かなり大きな影響力を持っている方ですね。そうすると、首長さんに対して、特定の情報を提供してしまう。ほかの議員さんとか、そういう方に対しては、不利益をこうむってしまう情報になってしまうということを鑑みることについてはいかがでしょうか。

○浅野納税課長 そうですね、最初おっしゃった市長の動向等につきましては、特に個人名を出すということは考えてございませんで、どこのお宅に行ったということは、漏れるということはないというふうに思います。

また、あくまでも事前に対象者の方には、受贈するか、確認のご通知を差し上げまして、オーケーだよという方だけに出向いて、感謝の意を表するということになりますので、そのところで、ある程度クリアになるのかなと思ってはいます。

○海原委員 次は、首長さんに対しての情報特定に、片務的バイアスかけて渡してしまうということで、現首長さんに有利になってしまう、ほかの議員さんとか市民団体とかが不利益をこうむってしまう情報の提供になってしまう。

また、高額納税者としては、行政のトップの方と接触できるということで、いろいろメリットもあるということを鑑みると、この情報提供は果たして、個人情報保護という観点に当たるかどうかわかりませんが、その辺はいかにお考えでしょうか。

○浅野納税課長 そこは非常に難しいですね。申しわけありません、正直、そこまでちょっと、我々のほうも、突き詰めての答えはちょっと持っていない。

○森田副会長 これ、同様の高額納税者への感謝状贈呈といった制度は、ほかの自治体では結構あるものなんですか。

○浅野納税課長 私どもが調べた中では、現在2つの自治体、東京都台東区、それから兵庫県姫路市ですね。こちらのほうで行っているということは確認しております。

○森田副会長 金額的には、同じぐらいの額の人を対象なんですか。

○浅野納税課長 はい。まず、台東区につきましては、特別区民税・都民税の課税額750万円以上、譲渡所得については2,250万円以上ということになっているようです。そして、姫路市のほうにつきましては、対象が、法人が2社以内、そして個人は1人ということで、過去3年間の納税額で1位の方ということでやっているようでございます。

○森田副会長 これ、きょうの資料に、要綱（案）とありますけれども、ここもまだ、できてはいないわけですね。

○浅野納税課長 はい、おっしゃるとおりです。

○森田副会長 いつぐらいにこれは、整備する予定なんですか。

○浅野納税課長 こちらも実は、いつごろというところは、ちょっとまだはっきりはしていないんですけれども、今回の諮問につきましても、この事業を開始するに当たっての準備の一つということになりますので、こういった準備段階、一つ一つクリアしていく中で、また要綱のほうにも、必要なものをつけ加えていくというふうになると思いますので、恐らく今年度中には、完成したものができるというふうに思っております。

○森田副会長 それと、当該年度における課税額1,000万以上の者ということですけれども、そうすると、1,000万以上納税している人については、毎年毎年ずっと、感謝状を出していくということなんですか。

- 浅野納税課長 おっしゃるとおりです。
- 森田副会長 わかりました。
- 安達会長 ほかにいかがでしょうか。
- 森田副会長 ごめんなさい、これ、今の時点で、対象者は何人ぐらい想定しているんですか。
- 浅野納税課長 平成30年度につきましては、1,000万以上の方が8名該当しております。
- 森田副会長 ありがとうございます。
- 安達会長 ほかに、いかがでしょうか。
- 島田委員 ちょっと確認です。これは今後、恒常的に、定例的にやっていかれる、そういうことですか。
- 浅野納税課長 はい。
- 島田委員 あとですね、これは、根拠の法令というのは何かあるわけですか。
- 浅野納税課長 法令の根拠は特にございませぬ。
- 島田委員 特にないね。市長の裁量で、はい、わかりました。
- 安達会長 はい、どうぞ。
- 望月委員 これは、逗子市さんとしては、これから初めて開始になるということですか。
- 浅野納税課長 はい、そうです。
- 望月委員 それと、死亡してしまった方にはもう。
- 浅野納税課長 そうですね、今のところは。
- 望月委員 例えば、遺族の方とか、そういう人にいくことは。
- 浅野納税課長 はい、今のところは、対象から外させていただくということで。
- 望月委員 それは、外す理由って何かあるんですか。
- 浅野納税課長 そうですね、先ほども申し上げたとおり、一応事業の目的の中で、定住促進というところがございまして、いつまでも逗子に住んでいただきたいと、市を愛していただきたいというようなところが裏にありますので、そこで対象のほうから外させていただくと。
- 安達会長 よろしいですか。
- 海原委員 逗子市は多分、個人、お金持ちの方多いから、納税額も多いと思う

んですけれども、感謝状によって、愛してもらえたらいいんですけれども、それが何のメリットを呼ぶかという、感謝状があつて感謝してくれるから、ほかの高額納税者が逗子に来てくれるということは考えにくいと思うんですが、それは考えに入れていないですね。

○浅野納税課長 はい、そこまでは考えてございません。

○安達会長 こういう事業を開始するということ自体は公表するわけですね。

○浅野納税課長 例えば広報を使ったりですとか、ホームページでPRするということは、現時点では考えてございません。あくまでも、市長と、それから対象の方というところで考えてございますので、広くPRするということは、現時点は。

○森田副会長 PRしないとすると、何か余り効果が、どれほど期待できるかという感じがするんですけれども、単純に、もらった人が逗子に住み続けるという意味での定住効果ですかね。

○浅野納税課長 はい、そうです。

○安達会長 ごく少人数の方を対象として、こういうことをしていますというふうに公表するわけでもないということですね。

○浅野納税課長 そうですね、はい。

○安達会長 専ら、そうすると、ご本人に感謝の意を表するというのが目的ということでしょうか。

○浅野納税課長 おっしゃるとおりです。

○安達会長 感謝状をもらったから、引き続き住みたいという、そういうインセンティブになるかという、そこはそうでもないような気がしますけれども、そこは余り、主たる狙いではないということですか。

○浅野納税課長 そうですね、インセンティブになるかどうかというところは難しいかもしれませんが、少しでもそういう形で考えていただければというところと、一つは、市長が純粋に、納税者の方に感謝申し上げたいという気持ちですね。そこから始まっているということでもあります。

○島田委員 あと、今おっしゃった質問で、広報しないというのは、ちょっとその理由がよくわからないんですけどね。事業として広報はしないと、あくまでも市長と対象者という関係にとどまるというのは、ちょっと趣旨がわからな

いんだけど、そこは、なぜ広報はしないんですか。

○山田課税課長 この事業を行うに当たって、この事業が広報の必要性があるかというところについては、先ほどの答えと重複するかもしれませんが、あくまでも市長が、納税者の対象の方に感謝の意を表したいというところであって、基本的に、この事業をやっていますということを公にして、それによって定住の促進をするということには、つなげる考えということは思っておりません。

ただ、これは先の話で、未確定なところではありますが、対象者の方と当然お会いして、お話をする中で、例えば公表のご要望があったような場合には、それについてはその先、手段とか期日とか方法を含めまして、それについては検討していきたいというふうには考えているところでございます。

○島田委員 じゃ、現時点ではまだ、8名の方には打診はされていないということですか。

○浅野納税課長 はい。

○森田副会長 もちろん、高額納税者に該当して、感謝状を贈呈した人の名前を公表するというようなことはしないわけですね。

○浅野納税課長 はい、ございません。

○森田副会長 これちょっと、非常に危ない情報になりますので。

すみません、もう一つよろしいですかね。諮問の趣旨との関係なんです、そうすると、目的外利用なんです、目的外利用の対象となる個人情報というのは、そうすると、個人市民税に係る、ここに書いてある金額について、結局、課税課なり納税課が持っている全員の情報について、目的外利用をするということになるわけですね。

ピックアップされる8人だけではなくて、その8人をピックアップするために使うわけなんで、そこが持っている情報全体を目的外利用して、その中でピックアップすると、そういう理解でよろしいんですか。

○山田課税課長 ちょっと、私がお答えするのが、委員のご質問の趣旨と沿わなかったら、もう1回ご指摘をいただきたいんですが、まず、データの的に抽出するのは、当然、全ての課税者の方のデータの中から、機械的に1,000万以上の方だけを抽出するという方法になりますので、そういう意味では、利用するの

は、1,000万を超える対象者の方だけということになりますが、大もとのデータベースとしては、課税の方全員の情報が入った中から抽出するということになります。

○森田副会長 これは、こちらで考えないといけないのかもしれないんですけども、抽出の対象となる情報全体が、今回の目的外利用の対象になるんでしょうかね。

○安達会長 全体の情報って、相当膨大になるわけですよね。その中から検索をかけて、1,000万以上というので打ち出すというんですね。それで、その打ち出した中から、未納付者がいたらそれは除くという、そういう工程ですか。

○森田副会長 そのことが、目的外利用になるということなんでしょうかね。

ちょっと情報公開係のほうのお考えを聞いたほうがいいかもしれないんですが、どの範囲の情報を対象とした諮問なのかということなんですか。

○矢島情報政策課担当課長 今回、課税課と納税課から諮問が出ているんですけども、これ、先ほど納税課長からご説明もありましたけれども、ほかの所管へ移行する可能性もあった場合、課税課、納税課の情報を使うという諮問の場合には、恐らく、こういう諮問の仕方なのかなと思って、抽出したものを利用するという形なので、全体からというふうな形ではなくて、こういうふうな書き方をさせていただいたということです。

○安達会長 そうすると、仮に他の部署が担当となった場合には、課税課、納税課が持っているシステムの中から、対象となる1,000万円以上の方を抽出して、その情報を渡すということですか。

○浅野納税課長 はい。

○安達会長 そうすると、そこからというんでしょうかね、1,000万円以上という対象者をリストアップしたところから、目的外利用という、そういう理解でよろしいんですかね。

○森田副会長 今利用している事務の登録の仕方が、金額、住所氏名、所得金額等を一般的に利用するというような形に乗っかっていれば、それは既に認められている業務の範囲内ということにはなると思うんで、要するに、そこから金額で抽出するところまでは、従来の業務の範囲内であるということになるのか

もしもかもしれませんが、とりあえず、そういう前提での諮問ということでしょうでしょうか。課税課なり納税課からの諮問ということですので。

わかりました。一応そういう解釈で。

○海原委員 あと、諮問については森田委員のおっしゃるとおりなんですけれども、ご質問したことに対してはまだ詰めていらっしゃる最中ということなんですけれども、首長さんに対して、影響力のある方、イコール納税者を提供するということは、法令上は全くひっかからないと思うんですけれども、解釈でいくと、影響力ある方に対して、特定の首長さんに対して情報を提供するから、公選法にひっかかる、条文にはひっかからないと思います。と思いますが、解釈では、ひっかかるような気がします、その辺も詰めていただければ、今お答え、多分できないと思います。よろしくお願いします。

○安達会長 対象者は公表しないというお話でしたが、対象者のほうで公表してほしいとか、公表して構わないといった場合も、公表はしないということですか。

○山田課税課長 対象者の方が、ぜひにというご要望がある場合であれば、それは、どういうメディアを使うというかも含めまして、それはご相談、調整の上、手法を含めて検討させていただきたいと思っています。

○安達会長 そうすると、対象者によっては公表するケースと、しないケースがあるということでしょうか。

○山田課税課長 結果的には、そういうことにはなろうかと思っています。

○安達会長 その辺は、やや微妙な問題が出てくる可能性がありますよね。

○浅野納税課長 つけ加えますと、まだ、そこも確定しているお話ではございませんので、例えば、ご家族のほうで問題があるというお話であれば、ご本人さんがぜひ公表してくれといっても、公表しないということは十分あり得るお話だと思います。

○安達会長 この贈呈要綱のほうでは、公表の有無については全く触れていない。

○浅野納税課長 はい、記載はございません。

○安達会長 ここは、あらかじめ決めておく必要があるんじゃないかなという気はしますけれどもね。

○浅野納税課長 はい。

○安達会長 ご本人がみずから公表されるのは別として、市の方で公表するかどうかというのは、一定の基準なり、あるいは原則が必要ですね。

○浅野納税課長 はい。

○安達会長 あとこれ、感謝状の贈呈事務というのは、新たにこういう事務を始めるということだとしますと、個人情報取扱事務として、登録をこれからするということですか。

○浅野納税課長 そうですね、必要に応じて、はい、行って。

○安達会長 まだ、こういう事務、発生していないんですね。

○浅野納税課長 はい。

○安達会長 発生前の場合は、こういう諮問の仕方をするだけでいいんでしょうかね。現に存在せず、実施スキームが未定という段階で、こういう諮問のされ方という。

○森田副会長 ただ、逆に言うと、この諮問が通らない状態で登録しちゃうというのも問題のような気がしますし、どうなのか、ちょっと難しいところではあります。

○安達会長 これ、仮にこの諮問で通っても、事業自体をその後の経過で変更するとかいうことは、なくはないですか。

○浅野納税課長 そうですね、ただ、今申し上げたことが大幅に変わるということとは、恐らくないと思います。おっしゃった公表の部分ですね、そこは整理しなければいけないと思いますけれども。

○安達会長 担当課がかわる可能性はありますよね。

○浅野納税課長 ございます。

○安達会長 いかがでしょうか。ほかにご質問、ご意見等ございますか。

台東区とか姫路市では、そういう事業があるとご紹介されましたけれども、公表されているのでしょうか。

○浅野納税課長 そうですね、まず姫路市のほうですと、市長応接室で贈呈式というのを華々しく開催しているというふうに聞いておりますので、当然これは公表しているということになります。

そしてまた、台東区につきましても、実はこの2つについて、私ども調査しましたのが、インターネットで検索をしまして出てきたものですので、そうい

った意味では、広く公表しているということになろうと思います。

○安達会長 事業を開始するということ自体は、市の説明責任としては、公表ということが原則ではないかなという気もしますが、全く公表せずに内輪でやっているようなことになると、かえって市民のほうからは、疑念を生じるということもあるかなという懸念はします。

○島田委員 今おっしゃっている公表というのは、事業ですね。その場合、事業そのものの適否は、この委員会ではできないわけですね。

○安達会長 ここの所管ではないですね。

○島田委員 はい。ただ、感想としては、やはり事業として公表しないのは、私の意見としては、やっぱり透明性を欠くと思いますね。市長が個人的にお渡しする、じゃ、この事業は何のためにあるのかということについては、市民は関知しないという、関与しないというのは、ちょっとおかしいなと思いますよね。

個人情報審議会とは関係ありませんが、これは事業に対しての意見ですから。

○安達会長 参考的な感想という。

とりあえず、事業の中身についてご理解いただいた上で、よろしいでしょうか。特にご質問、ご意見等ございませんようでしたら、お諮りしますが。

それでは、本件諮問について、諮問の内容を適当と認めるということによりよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 ご異議ないですので、承認という扱いにさせていただきたいと思います。

では、答申書については、後日、事務局を通して、所管課のほうにお届けいたします。

では、ご退席いただいて結構です。

—課税課、納税課 退室—

○島田委員 先ほどのデータベースが、目的内の対象である、データベースそのものか、それとも検索されたものか、ほかにも大分影響しますが。

○森田副会長 どうなんでしょうかね。

○安達会長 大もとのデータは大規模にある。

○島田委員 そうですね。

○森田副会長 データベースの運用そのものは、一応認められているという前提
なんだろうかね。

○安達会長 それ自体は、担当課の職員はいつでも見られるわけですね。見ら
れる状態にあるわけですから。

○島田委員 もともと、データベースそのものは目的内ですね。おっしゃる意
味はわかるんですが。

○森田副会長 厳格に言えばね。ただ、本来の趣旨とはちょっと外れる感じはす
る、この事業のために抽出をするというのは想定された中なので。どう考える
かはちょっと。

○島田委員 広義と狭義がありえる。この場合、狭義かなと思いますね。

○安達会長 じゃ、この案件はよろしいでしょうか。

—子育て支援課 入室—

○安達会長 それは、議題3のほうに入らせていただきます。

諮問第11号、プレミアム付商品券発行事業実施に係る保有個人情報の目的外
利用及び本人通知の承諾についてでございます。

では、所管課の方に自己紹介をお願いします。

○高橋教育部次長 子育て支援課の課長をしております高橋と申します。よろし
くお願いいたします。

○村上子育て支援課主幹 主幹で子育て支援係長をしております村上と申します。
よろしくお願いいたします。

○安達会長 それでは、諮問の内容について、ご説明をお願いします。

○高橋教育部次長 本年10月より消費税、地方消費税率が10%に引き上げられる
ことに伴い、低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、
地域における消費を喚起・下支えするために、プレミアム付商品券の発行・販
売等の事業を実施することになりました。

今回、このプレミアム付商品券発行事業の実施に当たり、住基情報、課税・
非課税情報等に基づき、支給対象者の抽出後、リスト作成から対象者への申請
書・引換券の発送、商品券の販売、換金・精算まで、その事務を適正かつ効率
的に執行できるように、一括で事業委託いたしますので、事業実施に当たり、
保有個人情報を目的外利用する必要があり、本人通知の省略とあわせて諮問す

るものです。

この事業につきましては、別添の概要に基づいて説明をさせていただいております。別紙で資料、簡単な概要をつけさせていただいていますが、購入対象者は、2019年1月1日を基準とした2019年度住民税非課税者、約6,500人、2019年9月30日を基準とした平成28年4月2日以降、令和元年9月30日までに生まれた子を持つ世帯主で、その対象児童、約1,500人を想定しています。

目的外利用をする保有個人情報につきましては、課税課においては、扶養外非課税者の情報が必要となるため、住民税の課税・非課税情報及び、それに伴う住所や世帯主、配偶者等の家族などの情報が必要となります。

高齢介護課及び障がい福祉課においては、高齢者や障害者の施設入所要件により、対象となる場合、ならない場合がありますので、入所に関する情報が必要となります。それに伴いまして、入所要件を絞って照会をかけることとしております。

社会福祉課においては、生活保護の対象者については、基準となる日以降の廃止や再開等によって対象が変わるため、随時情報が必要となってくるという状況があります。

以上のことから、この事業を実施することに当たり、各個人情報を保有している課のデータを利用することによって、支給対象者リストを作成することができ、適正かつ効率的な事務が執行可能となると考えております。

支給対象者が約8,000人と多数で、多大な時間と経費を要すること、対象者へ支給申請書等が所管課から送付されていることで情報の利用がわかること及び別途通知することで、対象者が混乱を来す可能性もあるため、本人通知は省略したいと考えております。

以上で、簡単ですが、説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○安達会長 ありがとうございます。

それでは、委員のほうからご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

○海原委員 まず、つまらないことなんですけれども、商品券について、使用し

た場合、ポイントは付与するのですか。よく今、ポイント制度ってたくさんありますね。商品券に使った場合でも、ポイントって付与されるんですか。

○高橋教育部次長 そこは、商店がどういう対応するかということだと思います。商品券という扱いになりますので、それを現金のポイントと同じようにするかどうかは、各店舗の判断に任されると思います。

○海原委員 ちょっと検討していただきたいんですけども、ポイントって、意外にいろんな個人情報、ざっと含まれているところと、全然ないところもあるんですけども、かなりいろんな情報が引き出されてしまうんですよね。ですから、なるべくポイントは付与しないという運用を、ちょっと検討していただきたいなと思います。

○森田副会長 今の点ですけども、すみません、ここでいうポイントというのは、カードなんかにつくポイントではなくて、要するに、商品券を渡すときに、割り増しの金額を渡すということですよ。

○高橋教育部次長 はい、そうです。

○森田副会長 その商品券は使い切りですよ。

○高橋教育部次長 そうです。

○海原委員 使い切っても、普通、JCBでも何でも、商品券持っていくと、ポイントつけてくれますよね、どこでも大体。

○森田副会長 いや、カードとかのポイントではないんで。

○海原委員 いや、カードを持っていて、商品券を使って。

○森田副会長 ああ、そうか。商品券を使って買った場合に、カードを使って精算しようという場合ですか。

○村上子育て支援課主幹 Tポイントカードとか、そういうのですよね。

○海原委員 そうです、Tポイントもそうですね。Tポイント、かなりの情報、データ入っていますよね。あれ、知られちゃまずいデータ、結構入っているんで、プレミアム商品券を使ったというのは、カルチュア・コンビニエンスに。

○森田副会長 商品券を使っても、Tポイントにつくということはあるということですね。なるほどね。

○海原委員 ということは、かなりの情報が、だだ漏れになってしまいます。

○森田副会長 だから、結局それは、Tポイント自体の問題ですよ。

○海原委員 Tポイントの問題ですけれども、Tポイント以外にもたくさん、いろんなポイントありますよね。

○森田副会長 だから、そうなんですけれども、ただ、それは結局、このプレミアム商品券を使ったかどうかということ。

○海原委員 システムの運用によっては、わかる可能性はあります。

○森田副会長 わかるんですか、それは。ああ、そうか。どういう形で支払ったかも残るわけですか。

○海原委員 わかります。全然カードに判子だけやっているポイントもありますよ。ほとんどの場合はわかります。ですから、かなり情報がだだ漏れしてしまうんで、そのこのところは、ちょっとご検討いただきたいなと思います。

○高橋教育部次長 国に対してQ Aを出すということも、結構な市町村でやっておりますので、そのあたりは少し確認してみたい。

○海原委員 続けていいですか。

第三者への転売・譲渡を行わない旨を周知するということですが、具体的にはどういうことをお考えなんですか。

○高橋教育部次長 結局、金券ですので、例えば金券ショップとか、そういうところに売ってしまうことがないか。

○海原委員 金券ショップでは受け付けないという行政指導をされるわけですね。

ただ、知り合いとか、そういう中に売ったりとか、そういうことはできてしまう、それはやむを得ない、防ぎようがないという。

○高橋教育部次長 国の事業なので、国がそのあたりは周知する形になると思いますし、市町村とか地方自治体においても、その辺は周知していくというところにとどまると思います。今の段階で、罰則規定があるという話は聞いておりません。

○海原委員 防ぎようがないということですね。

○高橋教育部次長 そうですね。もし万が一出ってしまった場合。

○海原委員 そうですよ。

あと、これもやっぱり国が多分決めたと思うんですけれども、すみません、続けて申しわけございません。子育て世帯に対して、影響を受けるんで、少しでもカバーしてあげたいというのが趣旨だと思うんですけれども、それは国が

言ってきたから、多分そう書いたと思うんですけども、それ以外に、生活保護は別にして、介護とか病気とか、かなり苦しんでいる方がいらっしゃる、それを除いたのはどうしてでしょうか。もっといろんな条件で、生活困窮に陥っている方がいらっしゃるわけですね。

○高橋教育部次長 非課税世帯についても、購入の対象者ということになりますので、介護を受けている方とか、そういうことでの排除というか、対象外になるということはないと考えています。

また、生活困窮者の方が求めやすいように、国のほうからは、5回に分割して売ってくださいという指示がきておりますので、基本的には、一括で2万円で購入できる方については2万円で売ってしまいますし、それが難しい方については、5回に分けてという形で、期間を設けて販売をする予定になっております。

○海原委員 そうするとおっしゃったのは、イコール非課税世帯という理解ですか。

○高橋教育部次長 はい。

○海原委員 以上です。

○安達会長 対象者は国の要綱で、もうきちっと決まっているわけですか。

○高橋教育部次長 はい。

○島田委員 よろしいですか。

金券の、ここで、諮問の概要というのがありますね。この中で、一括で事業を委託するというのは、これは、どちらへ委託する。

○高橋教育部次長 今、入札をかけています。

○島田委員 逗子市で。

○高橋教育部次長 はい。

○島田委員 ああ、そうですか。外部へ委託するということですね。

それで、この情報の、利用元はわかります、提供先はどちらになるんですか、提供先。

○高橋教育部次長 その入札した業者です。

○島田委員 業者に。

○高橋教育部次長 はい。

○島田委員 それから、通知の方法ですよね。この結果、これは、内部のコンピューター処理ではなくて、外部でやってもらうわけですか。

○高橋教育部次長 内部のデータで抽出して、それで、リスト作成する段階まで持っていて、業者に委託する。

○島田委員 抽出した、じゃ、この文言で、諮問の概要の2行目までは逗子市の内部で処理する。

○村上子育て支援課主幹 そうです。

○島田委員 それで、その結果の情報を外部へ提供する。

○高橋教育部次長 はい。

○島田委員 その提供の方法はどういう方法ですか、オンラインですか、それとも別か。

○高橋教育部次長 いや、USBとか。

○島田委員 文書ですか。

○高橋教育部次長 文書ではなく、データで。

○村上子育て支援課主幹 何かメディアに入れてお渡しする。

○島田委員 媒体に入れて、電子媒体で提供すると。

○高橋教育部次長 はい。

○島田委員 わかりました。

○森田副会長 すみません、今のところなんですが、抽出をした後、リスト作成は委託するわけですね。

そうすると、抽出した情報というのは、リストの状態にはなっていないけれども、リストをつくるのに必要な、抽出した情報を何らかデータの形で渡すということですか。

○高橋教育部次長 0・1・2歳が、3歳未満の子ということで対象になっているところは、住民票の情報で問題なく抽出できるんですけども、非課税世帯というところにつきましては、1月1日時点で申告しているのかどうかとか、そういうこともありますので、実際にデータの抽出というところの検討が始まると感じてまして。

○森田副会長 つまり、いろんなデータを抽出したものをつくって、それに基づいて、対象者を選び出したリストをつくると。そのデータまでは市が提供する

けれども、いろんなものを突き合わせてリストをつくるのは、委託業者がやるということですね。

○高橋教育部次長 はい。

○森田副会長 わかりました。

○高橋教育部次長 こちらにつけました紙なんですけれども、この引換券というのを、イメージとは書いてあるんですが、このとおりのものを市町村はつくりなさいと。それで、5回に分けて、1回買いに来たらスタンプを、自分の控え、本人の控えとして引換券に押して、それで管理をしてくださいという指示がきておりますので、この状態になるようなリスト作成がどうしても必要になってしまう。

○森田副会長 商品券のデザインとか発行とかも、委託でやるということですよな。

○高橋教育部次長 はい。

偽造防止を商品券にも求められますし、引換券についても、偽造防止の加工をしてくださいという話になっています。

○森田副会長 何かそうすると、結構重要な事業になるんだけれども、結局、ノウハウ的には、むしろ委託しちゃったほうがいいということですか。

○高橋教育部次長 そうです。印刷のノウハウもあるし、あとは刊行とか、いろいろな周知の方法ですとか、そういうものも全部含めて、一括でできる業者ということでのそういう。

○森田副会長 でも何か、恐らくほかの自治体も同じように委託をするんでしょうから、そうすると、結構委託業者はいっぱい仕事があるところが多くなって大丈夫かなという気がする、こなし切れるかという感じがするんですけれども。

○安達会長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

1点伺いたいんですが、諮問の概要の1行目ですが、支給対象者を抽出するのに、住基情報と課税・非課税情報とを使うということですが、住基情報の所管は、目的外利用をする保有個人情報の中に入っていないように見えるんですけれども。

○高橋教育部次長 もともと子育て支援課において、いろいろな市民サービスを

行っている中で、住基情報がまず見られるということが1点あります。

それと、国のほうから、住基情報に関しては個人情報の提供には当たらないという文書が、目的外利用にはならないという通知がきていますので、それに基づいて、今回諮問からは除きました。

○安達会長 もともと、子育て支援課で住基情報を持っているということですか。

○高橋教育部次長 情報を共有して使えることになっている。

○安達会長 アクセスできるという。

○高橋教育部次長 はい。

○安達会長 それ自体は、自前で利用できるということなのか。

○高橋教育部次長 はい。

○安達会長 もう1点伺いたいんですけれども、このプレミアム付商品券発行事業という事業の性格に照らして、8,000人のうちの大部分は住民税非課税者だということだと、所管が子育て支援課というのは、ちょっと違和感があるのですけれども、それはどうしてなのでしょう。

○高橋教育部次長 当初、低所得者というくくりで、非課税者についての定義がちょっとなかったものですから、その中で、子育ての部分については、明確に0・1・2歳が対象ということで、全国の市町村、どこもそうなんですけれども、子育て部門と非課税の方を扱うような、何というんでしょう、例えば生活保護とか、ああいう担当している社会福祉課みたいなところ、あるいは、商品券を発行するということで、消費喚起という意味で、経済観光課みたいなところが担当するというふうに、複数で持ち回っているところも市の中ではあります。

逗子で子育て支援課というのは、最初の対象が明確であったというところもあって、庁内での判断の中で、子育て支援課が担当することになりました。

○安達会長 そうですか。

○森田副会長 ちょっとそのことで、利用元としては、子育て支援課は入っていないわけですね。この表の課税課、高齢介護課、障がい福祉課、社会福祉課が持っている情報であると。

○高橋教育部次長 はい。

○森田副会長 そうすると、子育て支援課のかかわりというのは、今言った4課

が持っている情報を、それぞれが必要な情報を抽出をしてもらおうと。それを取りまとめて委託をするということについて、子育て支援課が担当するということなんですよ。

○高橋教育部次長 はい。

○森田副会長 子育て支援課自身が持っている情報ではないということですね。

○高橋教育部次長 はい。

○安達会長 もともと目的が、消費税率の引き上げに伴って、その影響を緩和するために、地域における消費を喚起・下支えするという趣旨ですので、消費者行政の担当課というのが普通じゃないかというふうに私は思ったんですけども。

○高橋教育部次長 そうですね。そこは庁内の話し合いで、こういう形になったので。

○安達会長 これは単なる意見です。

○森田副会長 ただちょっと、個人情報の流れとしては、何というか、もともと情報管理していない子育て支援課を一度通す形で、外へ出すということになるんで、ちょっとややこしいなというふうにはなる。

○望月委員 よろしいですか。

○安達会長 はい、どうぞ。

○望月委員 これ、例えば、対象の有無を判断するために、高齢介護課や障がい福祉課に施設入所者とかグループホームとかの情報をもらうというんですけども、それは子育て支援課のほうには、リストアップした状態で、住所と氏名だけがくるということですか。

○高橋教育部次長 原則といたら変ですけども、基本的には、施設入所される方というのは、住所をその施設に持っていくので、住民票を登録してあるところで、その方が非課税なのかどうかというところで、対象になるかならないかという形になると思うんですけども、ここで想定しているのは、養護者に虐待等を受けて入所措置をした方とかは、世帯主が課税の方で、奥さんが非課税であっても、奥さんは対象外というものなんですよ。

ただ、今みたいに、虐待を受けて施設入所した方というのは、養護者が課税対象者であっても、本人が非課税であれば、この方は対象になると。購入する

権利をもらえるといったら変ですけども、購入できる対象になるので、その場合の情報というのは、こちらでは当然持ち得ない情報ですから、もしそういう方がいるようであれば、その方が入所措置をどういう状況でしているのかという入所要件を確認する必要がありますので、そういうことがあれば、その情報をいただきたいと。全部のリストをもらうということではなく。

○望月委員 そうすると、そういう過程の中で、そういう虐待事案だとか、そういうことがわかってしまうような状態になるのかということではない。結果としては、そういう方々から抽出しましたという、氏名と住所だけが出てくる。

○高橋教育部次長 基本的には、委託をするので、業者も市の事業をやっているという形にはなるんですけども、基本的には、こういう形で抽出した方は、何で抽出したかということではなく、この人を抜いてくださいという形の指示になると思います。細かい情報を知り得るのは市の職員という形で考えております。

あと、成年後見とかされている方も、代理申請というのが可能なんですね。代理の方が来た場合に、この方が代理なのかどうかというところは、こちらではわからない情報なので、その確認とかということも含めて市の職員がという形になるかなと思っています。

○安達会長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

特にご質問、ご意見等がないようでしたら、お諮りしますけれども、よろしいですか。

では、ただいまの質疑を踏まえまして、本件の諮問について、諮問の内容を適当と認めるということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、この案件については、承認するということを決定いたします。

答申書は後日、事務局を通して、所管課にお渡しいたしますので、お待ちください。

—子育て支援課 退室—

—社会福祉課 入室—

○安達会長 それでは、議題４、諮問第９号、捜査関係事項照会書に係る保有個

個人情報の目的外提供及び本人通知の省略についてを扱います。

本件の審議につきましては、警察からの照会依頼ということでありまして、犯罪捜査に係る情報であって、会議を公開することにより、公共の安全確保に差しさわりのあるおそれがあると思われまます。原則は、この会議は公開ですが、非公開情報に該当する事項を審議する場合には、会議を非公開とできる例外規定がございます。

逗子市情報公開条例第20条第1項及び逗子市個人情報保護運営審議会の公開等に関する要領に規定、該当がありますので、本案件の審議が終了するまで非公開という扱いにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、非公開といたします。

(非公開)

—社会福祉課 退室—

○安達会長 本日の諮問案件3件については、いずれも答申の成案を事務局に作成していただいて、後日メールで皆様にお届けいたしますので、それを確認していただいた上で、最終的に確定ということにさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、次に、審議事項のその他、これは事務局のほうで、何かありますか。

○矢島情報政策課担当課長 その他として、4件ほどあります。

1件目につきましては、資料4でお話しさせていただきました平成30年度の個人情報保護制度の運用状況についての報告を予定しております。残り時間は少ないですが、簡単にご報告させていただければと思います。

では、お手元に配付しました資料4をごらんください。

こちらは、平成30年度、1年間のものをまとめたものです。

1の個人情報取扱事務の登録状況につきましては、平成29年度末に643件でしたが、平成30年度に新規は14件、抹消が5件ありましたので、結果、平成30年度末で652件になっております。平成30年度中の変更は239件ありました。

毎年、個人情報の事務登録簿の全件見直しを実施しておりますけれども、昨

年度は規則改正による登録簿の様式改正を受けまして、登録簿内の記録の内容欄に、要配慮個人情報の有無に係るチェック項目を新たに設けたことから、そちらに係る変更が多くあったものです。

それから、2の審議会への諮問状況につきましては3件です。

7ページが諮問の一覧で、昨年度、当審議会でご審議いただいた内容、結果となっております。

2ページ目の3の開示請求件数及び決定等の内訳につきましては、開示請求件数が15件で、その内訳は、全部開示が14件、一部開示が1件、不存在が3件となっております。1件の請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、請求件数と決定件数の合計は一致しておりません。

5ページ、6ページは、その請求内容及び処理状況となります。

それから、4番目の請求、所管別内訳ですけれども、企画課が1件、課税課が2件、市民協働課が1件、戸籍住民課が1件、障がい福祉課が2件、高齢介護課が3件、都市整備課が3件、小坪分署が1件、子育て支援課が1件となっております。

5は、同一人による請求件数ということで、6件請求した方が1人、2件請求した方が2人、1件請求した方が5人で、実人員は8人となっております。

6は、簡易開示の実施状況で、職員課が3件でした。こちらは、条例第18条に基づく特例開示請求となります。

それから、7の行政不服審査法に基づく審査請求はゼロ件です。

それから、8の条例に基づく不服申し出等の状況もゼロ件となっております。

それから、4ページに移りまして、9の類型諮問に係る利用・提供の実施状況につきましては、こちらは条例第10条第1項第4号関係の平成26年10月7日付の運営審議会答申に基づく報告となります。

軽自動車税賦課事務に係る刑事訴訟法197条第2項に基づく照会による提供が23件、道路交通法第51条の5第2項照会による提供が133件となっております。

それから、市営駐車場維持管理事務・放置自転車等対策事務に係る刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会はありませんでした。

それから、防犯カメラ設置・管理運用事業に係る刑事訴訟法第197条第2項

照会に基づく提供は、環境都市課が5件、文化スポーツ課が3件、それから、図書館が1件ありました。

5ページに移りまして、10、請求内容及び処理状況につきましては、先ほどの3、開示請求及び決定等の内訳でお話しさせていただきましたとおり、請求件数は15件となっております。

うち、不存在、一部開示決定がなされた請求をご報告させていただきます。

4番の都市整備課への請求は、全部開示と不存在決定となっております。不存在の理由は、該当の文書が存在していないためです。

それから、5番の企画課への請求につきましては、全部開示と不存在決定となっております。不存在の理由としましては、文書の保存期間が経過しており、廃棄となっているためです。

それから、次のページに移りまして、12番の市民協働課への請求につきましては、事務事業の実施に関する情報が一部非開示決定となっております。こちらは延長決定の上、一部開示決定をしております。

それから、13番の子育て支援課への請求につきましては、不存在決定となっておりますが、相談を受け付けた事実がないためという理由です。

こちらは、12番と同一の請求者ですが、日付に関しては、はっきりと記憶されていましたが、市の相談先がはっきりされないとわれまして、相談内容から、市民協働課だけではなくて、該当すると思われる課に請求をしたいということで、こちらのほうの開示請求があったものです。

それから、次に7ページになりますが、11番の個人情報保護運営審議会への諮問一覧ということで、昨年度は3件当審議会へ、諮問がありました。内容的には記載のとおりで、適当との答申をいただきました。

8ページは、当審議会の開催状況ということで、平成30年度は3回開催させていただきました。ありがとうございました。議題等については記載のとおりです。

あと、会議が開かれないときに、メール等でいろいろ確認していただいた部分もありました。そちらについても、改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

簡単ではございますが、1件目の平成30年度個人情報保護制度の運用状況に

ついでに報告は以上となります。

続けてでもよろしいですか。

○安達会長 そうですね、まとめてお願いします。

○矢島情報政策課担当課長 そうしましたら、次に資料5になりますけれども、個人情報の事務登録簿のご報告になります。

今回、市長部局で新規が2件、変更が2件ありました。登録事務件数は、652件から2件ふえまして、全体で654件になります。

新規の登録は、1ページ目は国保健康課で、骨髄移植ドナー支援事業が始まりまして、記録の名称等は記載のとおりになります。

それから、2ページ目の新規は、まちづくり景観課で、ブロック塀等安全対策工事費補助事務ということで、記録の名称等は記載のとおりになります。

こちらは、逗子市ブロック塀等安全対策工事費補助金交付要綱に基づく事業で、5月20日から5月の広報によりまして募集をしまして、補助金交付の事務が進んでおります。

それから、次に3ページ目は、企画課で、変更となりますけれども、3番ですね、上からの3番ですけれども、変更で、記録の名称がふえまして、それから、保護責任者の担当課長の担当が取れましたので、企画課長というふうに変更になりました。

それから、4番目のまちづくり景観課の変更は、空家等の適正管理に関する事務として、既に平成28年度に、空家等対策の推進に関する特別措置法の運用に係る個人情報の目的外利用につきましては、適当との答申をいただいたところですが、この中の事務に、全体の事務の名称に含まれてしまうということで、今回、逗子市空き家バンク実施要綱に基づく空き家バンク事業が加わったものです。それに伴いまして、記録の名称が何点かふえましたので、変更という形をとっております。

登録簿の報告は以上となります。

それから、3件目は、資料6になりますが、特定個人情報保護評価書の報告で、内田副主幹よりご報告させていただきます。

○内田情報政策課副主幹 それでは、資料6になりますけれども、審議会の都度、ご報告をさせていただいております特定個人情報保護評価書（基礎項目評価

書)の提出・公表事務一覧となります。

今回は、1番目の住民基本台帳に関する事務のところ、一部変更がございましたので、そのご報告になります。ことしの4月25日付で変更しております。

変更内容といたしましては、ページをめくっていただくと、住民基本台帳の基礎項目評価書が出てくると思うんですが、その一番、紙でいうと一番最後の紙のIV番、リスク対策というページが出てくるかと思います。

このページの部分が、今回様式の変更がございまして、新たに加えられることとなりましたので、戸籍住民課のほうで、ここの部分を追加したということになります。

一言で申し上げますと、きちんと所管課のほうで、特定個人情報ファイルの取り扱いですとか、ネットワークシステムとの接続を行っているかどうかを宣言する形の様式となっております。これは、この戸籍住民課の事務以外のほかの事務全ても対象となっておりますので、まずは住民基本台帳の事務のみを4月に変更させていただきましたが、現在ほかにも20個事務があるんですが、こちらにも変更の依頼をかけておりまして、今月中には変更する予定であります。また、修正・変更等終わりましたら、ご報告をさせていただきます。

以上です。

○矢島情報政策課担当課長 4件目は日程調整になりますので、以上3件です。

○安達会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上の3件について、ご質問等ございますか。

はい、どうぞ。

○海原委員 運用状況の資料4の13番目なんですけれども、不存在。これ、28年12月9日の子育て相談記録ということなんですけれども、直接関係ないんですけれども、個人情報には。12月9日だけを見て不存在というふうに、それとも、ある程度。

○矢島情報政策課担当課長 そちらの開示請求にいらっしゃった方が、この日付指定で、その日に、29年度に機構改革等ありまして、場所がいろいろ動いてしまったので、実際に自分が、どちらの課にご相談したのかが覚えていないということで、女性相談だと思うんですが、子育てに関する相談もしたように思うということで、漏れなく、しているのではないかとということで開示請求が

あったものです。

ですので、この日に限られています。

○海原委員 に限られている。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○海原委員 わかりました。

○安達会長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

○森田副会長 資料6の基礎項目評価書ですが、これ、個人情報保護委員会が様式を変えて、基礎項目評価でのリスク対策をかけてということで、修正されたと思うんですが、住民基本台帳に関する事務について出されていますけれども、同じようなことで変更された評価書というのは、ほかにはないんでしょうか。

○内田情報政策課副主幹 このリスク対策部分についてですか。今、市の中で、ここまで改正したのは、これのみです。

6月末までには、全ての評価書に、このリスク対策のページをつけるということになっていますので、残りの事務は今月末をめどに、変更依頼をかけているところです。

○森田副会長 とりあえず、これは先行して修正したということですか。

○内田情報政策課副主幹 そうなんです、はい。もともとこの事務が先行して、一番最初に個人情報保護委員会へ上げたものだからです。

○安達会長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、よろしければ、報告3点については了承とさせていただきます。

最後になりますが、次回の審議会の日程調整ということです。

(日程の調整)

○矢島情報政策課担当課長 よろしくをお願いします。

○安達会長 では、本日お諮りすることは、これで全てでしょうかね。

では、これで、本日の会議は閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。

午前11時39分閉会